

土地・建物

登記は民営化になじみません!

政府の規制改革・民間開放推進会議がすすめる「市場化テスト(官民競争入札)」の対象に法務局で行っている「登記業務」を含めようとしています。

大切な財産、土地・建物の登記は、国が責任を持ってこそ、信頼性・安全性が図られます。

登記は、国が保証する信用制度です。

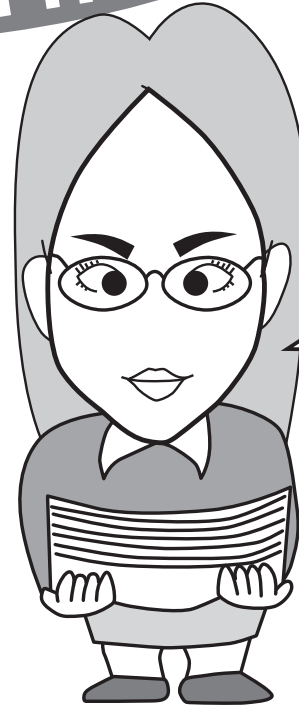
規制改革・民間開放推進会議は、登記業務を単なる「登録業務」とし、市場化テストの検討対象にしています。

しかし、所有権移転・抵当権設定などの登記は、経済活動の基盤ともなる信用制度です。登記官によって、厳正に審査され登記簿に登記されてこそ中立・公正な制度が維持できます。

登記官は建物の認定や土地の境界査定など裁判官なみの強い権限を有し、国民の財産の安全・安心のため働いています。

登記官がこれらの権限を行使できるのも、独立した国家の機関としての地位を有しているからです。

登記相談も有料化?



民営化では全国一律のサービスが後退

- 市場化(民間開放)となれば営利の追求が伴います。「登記業務」が市場原理のもとで運営されれば、
- 国家機関としての位置づけが後退し、制度の信頼性が失われる。
 - 今以上に統廃合が進み、利便性が低下する。
 - 証明書等手数料の引き上げや、土地・建物の実地調査等での手数料の創設など、利用者の負担増が懸念される。

「登記業務」の市場化は、利用者の負担が増えるばかりか、利益にならない地方での、サービスが切り捨てとなることは必至です。

全国一律のサービスを提供してこそ、意義ある登記に、民営化はなじみません。

国公労連

日本国家公務員労働組合連合会

東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14 3F
TEL.03-3502-6363 www.kokko-net.org/